

令和4年第8回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年8月26日
13時30分～14時35分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和4年第8回海老名市農業委員会定例総会

令和4年8月26日「令和4年第8回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮墓 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 7番 三廻部 茂 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一 14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義 19番 西山 勝敏
20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主任主事 榎田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第39号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4 議案第40号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第5 議案第41号 令和5年度農業施策及び予算に関する意見（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地転用届出による専決処分について

【7番委員】 今週、現地確認をして、農地としてきちんと管理されていることを確認しております。それから、ご家族からお聞きしている限りでは、長い間、ずっと今も譲渡人の■■さんから賃借関係にあって、ずっと借りていて、管理状況も変わらないというようなことをお聞きしております。以上のことから、農地として良好な状態にもあります。周辺の影響もないと思われれます。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さん、お父様の■■さん、祖母の■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主は、令和4年の農家台帳では、お父様の■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は■年、農業従事日数は■■■日、お父様の■■さんの農業経験年数は■年、農業従事日数は■■■日、祖母の■■さんの農業経験年数は■■年、農業従事日数は■■■日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地は田が■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、トラック1台を所有しております。また、取り決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われれます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 昨日、現地確認をしてきまして、申請地の状態は、この写真よりもちゃんときちんと草刈りがされていまして、良好な状態でした。そして、周辺の耕作にも問題ないと思われれました。

【議長】 それでは、受付番号13について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

もう1つあるのが用水、■■のほうにもうちょっとシェードがかかっているところがあるのですけれども、こちらも田んぼの中にぽつんと、こちらが駐車場になるということなのですが、こちらのほうに関しては僕のほうでも、ここ一帯が田んぼであるというのと、あと、用水の脇ということがあって、ちょっと気にはなっていました。実際、所有者が浜松の方ということで、相続の関係上、将来的にここがどうなるのかというところもちょっと鑑みたところ、やっぱり有効利用してもらったほうがいいのかなど。ただ、その代わりに、周りの田んぼに影響がないことをまず条件というのと、用水の脇に、ここら辺、現地調査に行かれたということで、草がひどかったと思うんですね。そこに関して、まず用水の脇のところは、もともと所有者の部分ではないので、今後議論は必要かと思うのですけれども、用水の土地の部分に関しては、今後議論が必要ですが、ちょっと所有している関係上、その草の管理はしっかりやってくださいと、そこは了承をいただいた。

あとは、下水というか、水の処理なんですけれども、このところは全体的にブロックを積み上げるということで、基本的には田んぼに水が流れないようにして、車の出入口、そちらのほうから水が排出されるように設計していますというのと、あと、そこに大きな車が入り出すので、用水のところも強化するために、その工事も行いますというお話でしたので、一応総合的に見たときに、今後のことを考えると、やっぱりこういうふうな方向性に向かったほうがいいのかなどというところで、一応判こを押させていただきました。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 こちらは相模原市にございます株式会社■■■■■が現在使用している相模原市にある置場の地主から退去要請が出ており、立地のよい場所を探しておりました。当初は海老名インター近くを探しておりましたが、市街化区域で売却してくれる地主がいなかった、近年は相模原市、海老名市、町田市と拡大しており、現在の広さでは対応ができず、今回の大きさになったということです。今後は、海老名インターを利用し、圏央道、東名を經由して、横浜、東京方面へ進出計画を持っております。また、今回

融資をしてもらう■■■■さんは、東京で事業を行っており、全面的協力を約束してくださっているとのこと。これらのことから、本件の申請に至ったものであります。

本件の申請地ですが、農地の立地基準は第2種農地になります。資料2-1の中段にて、こちらは農用地区域外にあり、甲種農地、第3種農地の要件はなく、門沢橋駅からおおむね500メートル以内の区域にある農地であることから、第2種農地と判断ができます。

続きまして、資料2-4、土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。申請地の南側に出入口を設置しておりまして、出入口付近の水路には自費工事でグレーチングで補強することになっております。被害防除措置については、敷地内は前面砂利敷き舗装とし、周囲はコンクリートブロック3段積みを設置し、西側農地への風通しや日当たりの支障がないようにするとのことであり、敷地内は雨水浸透ますを設置し、隣地に流出しないようにする計画となっております。また、誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。

以上、市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いたします。9番委員。

【9番委員】 昨日、現地確認に行ってきました。周りの状況としては、草刈りはされていて、問題はないと思われました。ただ、海老名市所有ののですか、市のほうの草刈りを今後どうするかというのは問題があるかと思います。周りの所有者の田んぼのほうに影響がないようにできれば大丈夫かということで、皆さんと意見がまとまりました。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

括して報告いたします。

【議長】 それでは、受付番号13と14について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号13と14の専決処分は了承でご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書9ページ、日程第4、議案第40号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号39について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号39、借り手は、大谷南■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、柏ヶ谷■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、上今泉字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年9月1日から令和8年12月31日までの5年間です。農用地区域内2件の新規の計画です。この案件につきまして、8月9日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は認定農業者で、農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号39について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号39について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号40について、事務局から提案説明をお願いいた

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第5、議案第41号 令和5年度農業施策及び予算に関する意見(案)についてを議題といたします。

本案につきましては、あらかじめ農政小委員会で審議しておりますので、4番農政小委員会委員長から、結果の報告をお願いいたします。

【4番委員】 ただいま議長から話がありました農政小委員会ですが、新型コロナウイルスの感染が拡大しております。9番委員と協議をし、事務局案について書面方式で会議を行いました。審査結果の詳細につきましては事務局から説明させます。

【議 長】 それでは、事務局、説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

農政小委員会での審議につきましては、先ほど委員長から説明がございましたとおりでございます。書面審議に向けては、事務局案として3点ほど提示をさせていただきました。その後、海老名市農業活性化事業組合に関する意見を追加いたしたく、農政小委員会に調整の期間をいただきましたが、結果として追加を予定していた意見については、活性化組合として市長に直接相談するという形に落ち着きました。

なお、説明が前後しましたがけれども、追加を予定していた意見とは、活性化組合事業の後継問題に関する事項でございました。今お話ししたような経過がございましたけれども、当初の事務局案3項目を小委員会で書面審議した結果、事務局案についての追加変更にかかる意見はございませんでした。ただ、例年は7月の定例総会で審議しておりましたこの意見が、今年は本日招集の第8回にずれ込んでいるということになります。

それでは、A4の縦使いでお配りしております、右上に四角で囲んで別紙資料と書いてある資料をお手元にご用意ください。各意見項目については、読み上げは省略させていただき、要点、あるいは詳細については、私のほうから口頭で説明させていただくということでご容赦ください。

1ページ目は送り状でございますので、2ページ目をお開きください。意見項目の1、園芸施設加温用の重油購入に関する補助金事業の継続及び

拡充についてでございますが、これは現行のA重油購入費に関する市の補助金制度、1リットル当たり10円、高騰したときは13円ということになっていますが、これについて、令和5年度も継続してもらいたいということと、今、3円加算と申し上げましたけれども、高振れの程度ではさらに柔軟な加算をお願いしたいという要望を意見としたものでございます。農業委員会は、農業者、農業団体の声を代表する組織でもありますので、このタイミングを捉えて市長への意見とさせていただきたいものでございます。

次に、その下、2、農業委員会事務局の令和5年度予算への配慮についてでございます。これについては、少し丁寧にご説明させていただきますので、本日、当日、お手元に配らせていただいたカラー刷りの横使いの資料が2種類あると思います。1ページ目の一番上に海老名市と書いてあるものと、新潟県三条市と書いてあるものが2種類あると思います。これを後ほど使いますので、お手元に用意していただければと思います。

それでは、説明を続けます。

農地法では、農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとしてされております。この規定の中で、インターネットで公表される部分については、今年に入ってから、全国農業会議が運営しておりますeMAFF農地ナビ、このカラーの資料の左上のところに小さい小文字のeと大文字のMAFFと書いてあるんですが、これ、イーマフと読みます。eMAFF農地ナビで公開されております。

このeMAFF農地ナビというのは、耕作放棄地の有効活用や、意欲のある若い農家や企業に農地を集約するため、新規参入や耕地面積の拡大を目指す農家が、より簡単に希望する農地を探せるよう、クラウドシステムを活用して全国一元的にデータを整備、公開しているものです。

ちなみにこのeMAFF農地ナビというのは、それ以前は全国農地ナビというふうに言っていました。eMAFF農地ナビでは、衛星画像の地図に重ねて圃場区画の境界線をポリゴン—ポリゴンというのは多角形とい

う意味らしいんですけれども、ポリゴンで示す筆ポリゴン——この筆ポリゴンというのは、海老名の地図で言うとオレンジの区画の線になります。筆ポリゴンや、各農地の登記簿上の土地区画の中心を示す農地ピン——農地ピンというのは、海老名の地図で言いますと、各圃場のポリゴンの中に水色や赤の点があると思うんですけれども、これです。これが農地ピンですね。農地ピンを表記してあり、視覚的に位置を確認できます。さらに、農地ピンをクリックすることで、そこにひもづけられた農地台帳、法律上、農地台帳と言っていますが、海老名市の場合は農家ごとに名寄せした農家基本台帳と言っています——の記載情報の一部が表示されます。

ここでお配りしたカラーの資料を見栄えで説明したほうが分かりやすいと思いますので、見比べながらお聞きいただきたいんですけれども、新潟県三条市と海老名市のカラー紙をつけてありますが、地番ごとの筆ポリゴンや農地ピンについては、この画面の右側から3分の2のところに筆ポリゴンや農地ピン、それから、農地台帳の情報について、左側の3分の1のところに表示をされています。ホームページを見ている人は、希望位置の農地ピンをクリックし、クリックすると、例えば海老名市の左側の余白みたいなところに土地の所在地番とか、ここ、会長には申し訳ないのですが、勝手に、これ、会長の田んぼです。これを縦にスクロールしていくと、都合6ページあるんですけれども、だらだらだらこの農地に関する情報が出てくるようになっていきます。そういう見方になっております。この農地ピンをクリックすると、今申し上げたように、左側に所有者の農地に関する意向だの、賃借権等権利設定の内容とか、遊休農地かどうかといった情報が載ってしまっていて、これを確認して、見た人は買うなり借りるなりに参考にすることができるというふうになっています。

この左側の、何枚かめくっていただいて、両方とも4ページ目になると思うんですが、4ページ目の今言った農地の情報のところを見ていただきたいんですが、三条市は利用状況調査日というところが2021年10月29日、海老名市は2016年8月8日というふうになっています。お恥ずかしい話なんですが、海老名は今のところ2016年8月8日以降、農地ナビの更新がない状況になっております。

その原因ですけれども、先ほど申し上げたように、昔は全国農地ナビと言っていたんですが、全国農地ナビからeMAFF農地ナビへ地図がかけ変わる際に、地図のデータが全国農地ナビのデータから他者に変更されるというふうに予告がされておりました。新しい地図向けには、ここにうまくはまるようにデータの改修とかが必要になりますので、申し訳なかったんですが、旧農地ナビの更新にわざわざ経費を投下するのはちょっと中止しておりました。今年の2月からなんですけれども、全国農地ナビからeMAFF農地ナビへ新しい地図への移行がされました。この新しい地図には最新の筆ポリゴンが導入されております。

この最新の筆ポリゴンというのは、海老名の地図を取っていただくと、ちょうど右上のところ、レイヤー表示、非表示というのがあると思うのですけれども、レイヤー表示、非表示の上から3つ目のところに筆ポリゴン、2022年公開というのが入っていると思うんですけれども、これが今までの地図と違うところです。ここにチェックを入れると、今、2022年の筆ポリゴンはこのオレンジの線になっているんですけれども、実は会長の田んぼの隣で去年転用がされていて、農地情報としてはないはずなんですけれども、地図の更新がされていないので、ここは2016年当時は農地になっているというような形になっていて、そこがちょっと差分が出ちゃっているということになります。いずれにしても、海老名市が現在保有している農地台帳データは、最新の筆ポリゴンと整合していないので、データの改修と、機器類もちょっと古くなっておりますので、更新が必要というふうに考えております。

ここまでがeMAFF農地ナビの話なんですけど、さらにここから別の話があるんですけど、新聞とかでたまに御覧になっている方がいらっしゃると思うんですけれども、総務省が自治体DX、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進計画に基づいて、令和5年度以降にも各自治体で情報システムの標準化が開始される。標準化が開始されると、ベンダーの決定や予算の要求、それから、標準化ですので、標準仕様に準拠したシステムへの移行が進められるようになっておりますが、その標準化の対象となる業務は、住民基本台帳であるとか、戸籍とか、税とか、福祉と

か、おおむね20業務になっていまして、農地台帳関係というのはこの中に入っておりません。ということで、今後、標準化の対象となる業務以外の仕事を継続したい場合は、当分の間、各所管による自力救済で進めるという形になります。心配なのが、農家基本台帳のパンチとかプリントとか、今まで庁内のコンピューターの部署で対応していただいていた業務を、場合によっては外注したりしなくちゃならない可能性がちょっと出てくるということでございます。

以上のことから、農業委員会において、データの改修や業務の継続を行う上で、今後応分の経費が生じることは確実ですので、今後事務局において必要額を精査し、計画的に執行していきたいと考えております。そのため、市長におかれましては、予算要求の際には、特段の配慮を願いたい旨、意見としたいものでございます。

以上がその2点目になります。

最後に、別紙の3ページになりますが、3、公共工事における農地の一時使用についてでございます。従前より、海老名市では、公共工事の資材置場等として、市街化調整区域内の農地を一時的に使用することにつきまして、本来、県知事の一時転用許可を要するところをあらかじめ地方公共団体、つまり、発注者、請負事業者、すなわち農地の使用者、地権者の3者が農業委員会に対してその旨を連名で申請し、農業委員会が定例総会で承認することで、農地の一時使用の形で容認をしております。

お手元にA4の横使いで、ちょっと字が小さいのですが、黒四角で、最近発生の農地一時使用申請漏れ案件というリストがあると思いますが、これを御覧になっていただきながら聞いていただきたいんですけども、この表は、下から上に日付が新しくなっております。上のほうほど最近ということになりますが、今まで市の事業ではほとんどなかった申請漏れ、申請遅れが、今年に入ってから1月、4月、6月と3件発生しちゃっているんですね。これはある意味でリスクを背負っております農業委員会としてはやっぱり立場がございませんので、申請遅れのないように確認体制を構築してもらいたいということを意見としたいものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

【議長】 それでは、令和5年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、令和5年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について、今事務局から説明がございましたとおり、すなわち4番委員から報告がありましたとおりの内容で賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の（1）農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号3と4について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 相続など、農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

では、議案書の11ページをご覧ください。受付番号3、こちらは、大谷南■■■■■■■■■■にお住まいだった■■■■さんの死亡による娘さんの相続です。権利を取得した者は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は、令和3年11月12日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしとなっております。届出に係わる土地の所在ですが、大谷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、田、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。

で、田、1,800平米、畑、928平米、合計、2,728平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承とさせていただきます。次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ありません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は大変ご苦労さまでございます。今日の案件は特に大きな問題はなかったかと思いますが、農業委員会に出される各案件は、非常に重要な意義を含んでおりますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げて、本日の閉会の挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

=了=